

令和 5 年

郡山市教育委員会

10 月定例会議事録

令和5年 郡山市教育委員会 10月定例会議事録

日 時 令和5年10月27日(金)午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教育長 小野 義 明 教育長 阿 部 亜 巳
職務代理者

委 員 今 泉 玲 子 委 員 藤 田 浩 志

委 員 見 越 大 樹

出席者 教育総務部長 寄 金 孝 一
学校教育部長 嶋 忠 夫
教育総務部次長兼生涯学習課長 宗 形 直 美
学校教育部次長((併)こども部次長) 佐 藤 香
こども部次長((併)学校教育部次長) 伊 藤 克 也
中央公民館長 渡 邊 信 幸
中央図書館長 莊 原 文 彰
美術館館長 菅 野 洋 人
学校管理課長 二 瓶 元 嘉
学校教育推進課長 日 下 明 彦
教育研修センター所長 中 目 雅 彦
総合教育支援センター所長 新 田 泰 尋
文化スポーツ部次長兼文化振興課長 穴 戸 秀 明
教育総務部総務課長補佐 植 村 健
学校教育部学校管理課長補佐 阿 部 義 登
教育総務部総務課総務管理係長 安 彦 直 人

書 記 鈴 木 基 裕

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
議案第 32 号 郡山市総合学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 5 そ の 他
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 5 年10月定例会を開会いたします。
本日は、田中委員が欠席であります。教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項」の規定により、本定例会は成立いたします。

なお、本日は、傍聴人はおられません。

はじめに、令和 5 年 9 月定例会の議事録の承認についてですが、8 月定例会の議事録までは、各課報告事項に係る質疑応答等について、議事録に記載しておりませんでした。9 月定例会の議事録より各課報告事項に係る質疑応答等について、議事録に記載しております。

委員の皆様、何か御意見等がございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和 5 年 9 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
次に、教育長報告として、3 件御報告いたします。
はじめに資料 1 を御覧ください。令和 5 年郡山市議会 9 月定例会市政一般質問概要について報告いたします。市議会 9 月定例会には、10 名の議員

から 30 件の質問をいただきました。主な内容は、いじめ問題、通学路に関すること、学校給食に関すること等でございます。詳しくは 3 ページ以降の答弁要旨を御覧ください。

次に 17 ページを御覧ください。資料 2 につきましては、10 月 19 日から 20 日にかけて宮城県大崎市で行われました令和 5 年度第 2 回東北都市教育長協議会役員会の内容となっております。

次に 18 ページを御覧ください。資料 3 につきましては、10 月 23 日から 24 日にかけて行われました令和 5 年度福島県都市教育長協議会第 2 回役員会等の内容となっております。19 ページに研究協議の項目があがっております。6 項目ありましたが、重点的に「学力向上に向けた取組について」及び「教育委員会の活性化について」情報交換を行ったところです。引き続きまして、福島県教育委員会の大沼教育長から「本県教育行政上の課題について」講話をいただきました。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 次に「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第 32 号「郡山市総合学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」の 1 件が提出されております。本件は非公開とすべき案件ではございませんので、直ちに審議に入ります。

それでは、「議案第 32 号」について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 令和 5 年 10 月定例会提出書の 3 ページを御覧ください。議案第 32 号「郡山市総合学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」説明いたします。当該条例は、5 月教育委員会定例会、6 月市議会において、施行期日は「公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日」として、改正の議決をいただいております。1 の制定理由にありますとおり、郡山市富久山総合学習センター別館工事が 10 月末に完了予定でありまして、供用開始の具体的な見込みが立ったため、2 の制定要旨にありますとおり、当該条例の施行期日を令和 5 年 11 月 28 日と定めるものです。施行期日の 11 月 28 日の 10 時から開館式を実施予定で、当日午後から市民の皆様にご利用いただく予定で事務を進めております。説明は以上です。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第32号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第32号」については、原案のとおり決しました。

教 育 長 次に「5 その他」に入ります。今定例会には提出案件がありませんが、本定例会を活発な意見等の交流の場とするため、委員の皆様、また事務局から御質問や御意見等がございましたら、この機会に御発言をお願いいたします。

(なし)

教 育 長 ないようですので、次に「6 各課報告」に入ります。はじめに、項目の1番、中央公民館の案件について、事務局の説明を求めます。

(「令和5年度第2回郡山市勤労青少年ホーム運営委員会について」及び「令和5年度第2回郡山市立公民館運営審議会について」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者 報告のありました郡山市勤労青少年ホーム運営委員会の提言の内容と郡山市立公民館運営審議会の答申については、教育委員会でも共有される予定はあるのでしょうか。

中央公民館長 教育委員会でも情報を共有していきたいと考えております。

阿部職務代理者 提言の内容と答申については、教育委員会でも資料として提供される予定でしょうか。

中央公民館長 審議会や運営委員会から中央公民館長に提出いただいた後に、教育長に説明し、教育委員会でも説明したいと考えております。

阿部職務代理者 前回の総合教育会議で、公民館等を含めた公教育施設が議題にあがりました。その際は、教育委員会委員が個々の立場から、意見を申し上げましたが、運営委員会や審議会でどういった議論となっているかを教育委員会でも共有できていれば、総合教育会議でも教育委員会としての方向性を市長に提言できたところもあると思います。今後は、教育委員会と運営委員会、審議会との連携を密に図ることができたらいいのではないかと考えております。

教育総務部長 公民館、勤労青少年ホーム、美術館、図書館にそれぞれ運営委員会や審議会がございます。勤労青少年ホーム運営委員会等は正式な提言というわけではございませんが、今後は、運営委員会や審議会での審議の過程がわかるように、教育委員会に中間的に報告させていただきたいと思います。開催しましたという報告だけでは、審議の内容がわからないと思いますので、運営委員会や審議会で使用した説明資料を皆様に御提案いたしまして、進捗状況等を報告させていただきます。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の2番、美術館の案件について、事務局の説明を求めます。

(「企画展「土橋醇 パリ、湖南 一幻想を追って」」、「文化講座」、「令和5年度常設展 第3期」、「鑑賞学習対応(9月14日～10月9日分)」、「ワークショップ」及び「他部局との連携事業」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の3番、学校教育推進課の案件について、事務局の説明を求めます。

(「令和5年度児童生徒の交通事故発生状況について」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者 10 ページの 2 の事故の傾向（3）で相手方の不注意による事故が 16 件発生し、相手方から「大丈夫？」と聞かれ、「大丈夫」と答え、相手が現場を離れる事故が 7 件発生したことについてです。「大丈夫」と言われ、現場を離れる相手が悪いのですが、児童に対しても、事故が起こったときは基本的に警察に届ける義務があるということを周知徹底していただきたいと思いません。怖いのは、事故が起こった直後はアドレナリンが出ているため、本当は怪我をしてもわからないということです。また、事故を無かったことにしたいという心理も働き、つい「大丈夫」と言ってしまうがちですが、「大丈夫」でも警察に報告する義務があります。一晩経ち、怪我をしている場合に、相手の連絡先を聞かないで現場を離れてしまうと、正当な治療費の賠償を受けることができない可能性がでてきます。相手も法的な責任を問われる事態となります。「大丈夫」と答えないのが一番ですが、相手の大人あるいは周りの大人に「事故があったため、警察に連絡してください」と頼まなくてはいけないということを、交通ルールを教える際等に併せて、各学校で御指導いただきたいと考えております。

学校教育推進課長 小学生に限らず、中学生にも同様のケースがありますので、「大丈夫」と言わないよう指導を繰り返し続けていきたいと思えます。

教 育 長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

藤 田 委 員 すぐに警察に連絡するよという話ですが、なかなかその場では難しいと思えますと、以前から各地域に子ども 110 番の家があったと思えますので、もう一度見直していただきたいと思えます。事故等含め何か起きたときには、コンビニ、地域の商店等の店舗等にも協力いただき、万が一の事態に対応をお願いするといった形が必要となってくると思えます。単に「大丈夫」と言わないだけでは難しいと思えますので、既に万が一の事態に対応できるような体制となっていると思えますが、改めて整理されたいと思えます。

学校教育推進課長 10 ページの 3 の（4）に記載があるとおりに、車や自転車に接触したときは、自分で軽微と判断せずに、近くにいる大人に知らせよう指導しております。子ども 110 当番の家も含め、このような対応をとることができるよう繰り返し指導していきたいと思えます。

教 育 長 その他、御意見等はありませんでしょうか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の4番、教育研修センターの案件について、事務局の説明を求めます。

(「令和5年度9月教職員研修の実施状況」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

見 越 委 員 生成 AI の校務での利活用へ向けた研修を実施したとありますが、ChatGPT について、感想文等を ChatGPT で生成できることが問題となっておりますが、どんな利用例やルールとなっているのでしょうか。

教育研修センター所長 児童生徒の利用につきましては、文部科学省のガイドラインにありますとおり、ChatGPT は中学生以上で保護者の承諾がないと活用できないとなっておりますので、授業での利用は本市では行っていないという現状でございます。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の5番、総合教育支援センターの案件について、事務局の説明を求めます。

(「令和5年度幼保小連携推進事業第4回合同研修について」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に、項目の6番、文化振興課の案件について、事務局の説明を求めます。

(「歴史資料館の事務所移転について」説明)

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和5年10月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後2時15分